



令和6年8月28日

福生市 定例記者会見資料

資料 3-6

～西多摩地域内での相互乗り入れ接種で市外での接種も可能に～

新型コロナウイルスワクチン定期接種を 西多摩 8 市町村で統一して実施します

福生市では、市民の新型コロナウイルス感染による重症化を予防することを目的に、10月1日(火)から、新型コロナウイルスワクチンの定期接種を開始する予定です。

また、接種については、西多摩 8 市町村(福生市、青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村)で相互乗り入れ接種を実施し、実施期間や自己負担額を 8 市町村で統一します。

■新型コロナウイルスワクチン定期接種概要

【期間】10月1日～令和7年3月31日

※定期接種として期間中に1人1回の接種

【対象】・65歳以上の方

- ・60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

【自己負担額】1人あたり3,500円

※生活保護および中国残留邦人等支援給付を受給中の方は自己負担なし(無料)

【接種方法】西多摩 8 市町村内指定医療機関での個別接種

【使用ワクチン】国において流行の主流である株の状況やワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえ検討中

【周知方法】・広報ふっさ 9 月 1 日号および 10 月 1 日号

・市ホームページ

【問合せ】健康課健康管理係 TEL042-552-0061